

公の施設の使用料等の改定に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四号

公の施設の使用料等の改定に関する条例

(愛知県名古屋飛行場条例の一部改正)

第四条 愛知県名古屋飛行場条例(平成十六年愛知県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号から第三号までの規定中「一・〇八」を「一・一」に改める。

別表第二会議室使用料の項中「七、六〇〇」を「七、七〇〇」に改め、同表ビジネス航空専用施設使用料の項中「一一、七〇〇」を「一一、九〇〇」に改め、同表催事室使用料の項中「四九、五〇〇」を「五〇、四〇〇」に、「一一、〇〇〇」を「一一、二〇〇」に改め、同表駐車場使用料の項中「一五、〇〇〇」を「一五、二〇〇」に、「七、五〇〇」を「七、六〇〇」に、「三、七五〇」を「三、八〇〇」に改める。

※愛知県条例第四号「公の施設の使用料等の改定に関する条例」のうち、「愛知県名古屋飛行場条例の一部改正」のみを抜粋して記載。